

令和3年7月12日現在

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に 係る社会体育施設の使用条件

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、本町が所管する社会体育施設について、当面の間以下の使用条件を順守し、ご使用ください。

- ① 使用責任者は、使用者（選手、関係者、観客等）の情報（氏名、連絡先等）を把握し、全員の氏名を使用記録簿に記載すること。
- ② 使用責任者は、検温や体調の確認など使用者の体調チェックを徹底すること。発熱やのどの痛みといった風邪症状がある者が参加しないようにすること。
- ③ 使用中は、こまめに換気を行い、手洗いやアルコール消毒など感染予防対策に努めること。
- ④ 近距離での発声や接触を行う行為を避けるような工夫を行うこと。
- ⑤ 施設使用后、2週間以内に使用者から感染者及び濃厚接触者が確認された場合は、速やかに教育委員会事務局へ連絡すること。その場合、使用者情報の提供を求めることがあります。
- ⑥ 新型コロナ警報等が発令された場合、予約に関する制限や使用制限、施設閉鎖等を行うことがあります。
- ⑦ 競技団体が定める方針やガイドラインに則って活動すること。